

保育部会について

1 部会の設置目的

児童福祉法第35条第6項等により、知事が保育所の設置認可等をするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議に当たっては、個別の案件について、児童福祉、法律、会計、建築の専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、保育部会を設置し、審議を行う。

2 部会の所掌事項

- (1) 保育所設置認可に当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 保育所に対する事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 認可外保育施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

3 参考（令和4年度（12月末現在）審議状況）

- (1) 開催回数 9回
- (2) 諮問件数等

保育所認可

		4月			5月			6月			7月			8月		
		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申	
			適	否		適	否		適	否		適	否		適	否
保育所認可	計画承認	8	8	0	3	3	0	5	5	0	2	2	0	3	3	0
	設置認可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		9月			10月			11月			12月		
		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申	
			適	否		適	否		適	否		適	否
保育所認可	計画承認	12	12	0	2	2	0	4	4	0	7	7	0
	設置認可	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

保育所に対する事業停止命令

諮問・答申なし

認可外保育施設に対する事業停止命令・閉鎖命令

諮問・答申なし